

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和元年12月12日

長野県企業局経営推進課長

1 業務の概要

(1) 業務名

長野県企業局広報事業に係る調査等業務

(2) 業務の目的

長野県公営企業経営戦略に基づく事業拡大等を、円滑かつ効果的に進めるための有効な手段となる広報事業について、戦略的なC Iの推進等に資する効果的な手法を見出すため、「広報事業に係る現状分析」、「類似事業者の広報事業調査」、及びこれらの結果に基づく「今後の企業局の広報事業の方向性に関する提案」を求めるものです。

(3) 主な業務内容

- ア 広報事業調査
- イ 類似事業者調査
- ウ 今後の広報事業の方向性に関する提案
- エ 報告書の作成

(4) 仕様等

別添「長野県企業局広報事業に係る調査等業務委託仕様書（案）」のとおり

なお、当該仕様書（案）の委託業務の内容は現時点での予定であり、今後、提案内容を踏まえて契約当事者間の協議に基づき変更する可能性がありますので、ご了承ください。契約後の変更については、その都度協議させていただきます。

(5) 公募型プロポーザル方式による業務委託候補者選定

受託を希望する者は、公募型プロポーザルに参加申し込みを行い、以下のとおり提案を行ってください。提案内容等について審査のうえ、最も優れた能力を有すると認められる者を委託契約候補者とします。

なお、プロポーザル参加に係る諸費用は、全て参加者の負担となります。

(6) 業務の実施場所

長野県内一円（その他取材に必要な箇所があればその範囲）

(7) 履行期間

契約の日から令和2年3月23日(月)まで

(8) 費用の上限額

1,350,000円(消費税額及び地方消費税の額を含む)

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B、Cのいずれかに格付けされている者であること。
- (6) 過去5年以内に同種又は類似の業務(映画・ビデオ制作、広告・宣伝、企画・イベントの実施を含む)を実施した実績を有すること。
- (7) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。
- (8) 当該業務に配置する責任者及び従事者は、同種同業の経験又は技術的適性を有していること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限((5)ア)までに参加申込書等を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

なお、参加申込書を提出した者には、別添「長野県企業局広報事業に係る調査等業務委託仕様書(案)4(1)ア」に掲げる調査対象項目のうち、主なイベント事業の一覧表等を提供させていただきます。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第1号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第1号の附表による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

同種又は類似業務の実績を証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課・問合せ先

〒380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
	長野県企業局経営推進課
	(課長) 藤森 茂晴 (担当) 沼澤 由憲 袖山 真澄
電 話	026-235-7384 (直通)
ファクシミリ	026-235-7388
電子メール	kigyo@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ア 提出期限 令和元年12月18日(水) 午後5時(必着)
- イ 提出先 3(4)に同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵送とします。ただし、郵送の場合は提出期限までに企業局経営推進課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類等に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(2)ア)の3日前(令和元年12月28日から令和2年1月5日の間を除く。)までに、書面により企業局経営推進課長から通知します。
- イ 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日、休日及び令和元年12月28日から令和2年1月5日の間を除く。)以内に、書面(様式自由)により企業局経営推進課長に対して非該当理由について説明を求められます。
- ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日、休日及び令和元年12月28日から令和2年1月5日の間を除く。)以内に書面により回答します。
- エ 非該当理由の説明請求の受付
 - (ア) 受付場所 3(4)に同じ。
 - (イ) 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

- ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 説明会

参加申込書提出者のうち、該当者を対象に、次のとおり説明会を開催します。

なお、説明会への出席がプロポーザル参加の条件ではありません。

- (1) 開催日時 令和元年12月20日(金) 午後1時30分から
- (2) 開催場所 長野県庁東庁舎3階304号室

5 応募等不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3 (4) に同じ。
- (2) 受付期限 令和元年12月24日(火)午後5時まで
- (3) 受付時間 午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- (4) 受付方法 業務等質問書(様式第2号)を電子メールにより提出するものとします。
なお、提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。(送付先等は3(4)に同じ。)
- (5) 回答方法 原則として、プロポーザル参加申込みを行った者全員に、電子メールにより質問ごとに回答します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書(様式第3号)及び企画書(A4版様式任意)
企画書は、別に定める仕様書に示した内容を踏まえた上で記載してください。
なお、提案にあたっては、具体的なアウトプットイメージを付してください。(別添「長野県企業局広報事業に係る調査等業務委託契約候補者審査基準表」参照)
- イ 見積書(様式第4号)
経費の合計額は、1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ウ 会社概要又はパンフレット(写し可)

(2) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ア 提出期限 令和2年1月7日(火)午後5時(必着)
- イ 提出先 3(4)に同じ。
- ウ 提出部数 8部(原本1部、コピー7部)
- エ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送の場合は提出期限までに企業局経営推進課に到達したものに限り、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(3) 企画提案の選定基準

別添「長野県企業局広報事業に係る調査等業務委託契約候補者審査基準表」のとおり

(4) 企画提案の選定方法

- ア 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。
なお、審査の結果、最高点となった者の評価点の合計が100点に審査員の人数を乗じた点数の6割以上を最低基準とし、最低基準を満たさない場合は選定しません。
- イ 企画書の選定にあたっては、「長野県企業局広報事業に係る調査等業務企画提案審査委員会」を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行いますので、出席してください。
- ウ プレゼンテーションの実施日時及び場所
令和2年1月9日(木) 長野県庁7階企業局
プレゼンテーションの時間、場所の詳細は各参加者に個別に連絡します。
プレゼンテーションは20分以内でお願いします。
審査委員による質疑を約10分行う予定です。

(5) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により企業局経営推進課長から通知します。
- イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を見積業者非選定通知書により企業局経営推進課長から通知します。
- ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案審査委員会審査書を企業局ホームページに掲載するとともに、企業局経営推進課において閲覧に供します。

(6) 非選定理由に関する事項

- ア (5)イの見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により非該当理由について説明を求めることができます。
- イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。
- ウ 非選定理由の説明請求の受付
 - (ア) 受付場所 3(4)に同じ。
 - (イ) 受付時間 上記アの期間中、午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(7) その他の留意事項

- ア 提案書は複数提出することはできません。
- イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ウ 提出された企画提案書は、返却しません。
- エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添「委託契約書(案)」のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明け)に、見積書により企業局経営推進課長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退したものは、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加につい

て不利益な扱いを受けることはありません。

9 選定後の手続き等

(1) 契約手続き

ア 企業局は、長野県財務規則（昭和42年長野県規則第2号）に定める随意契約の手続きにより、契約候補者から見積書を徴取し（8（1））、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとします。

イ 本業務の業務委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、この内容（見積含む。）をもって直ちに契約内容とするものではありません。契約締結及び事業実施に当たっては、必ず企業局と協議を行いながら進めるものとします。

なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。

(2) 契約保証金

当該業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければなりません。ただし、長野県財務規則第143条各号に該当する場合は納付を求めません。

(3) 委託料の支払

委託料の支払いは精算払とし、業務終了後に提出される報告書に基づき、契約内容を確実に履行していることを確認した上で支払います。

(4) 業務の再委託

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできませんが、業務の一部については、受託者が予め企業局と協議し、企業局が認めた場合に限り第三者への委託、又は請け負わせることができます。

(5) 個人情報の取扱い

受託者が業務を行うに当たり取得した個人情報の取扱いについては、長野県個人情報保護条例等に基づき、適正に行ってください。

(6) 守秘義務

受託者は、業務委託に当たり業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。委託業務終了後も同様とします。

(7) その他

ア 本事業は企業局からの委託事業のため、事業の成果（著作権等含む）は原則として企業局に帰属します。

イ 委託契約の締結に当たっては、地方自治法や長野県財務規則、長野県公営企業財務規程をはじめとする諸規定が適用されます。

10 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県企業局ホームページに掲載するとともに、企業局経営推進課において閲覧に供します。

11 その他

- (1) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (2) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。